

# 刈谷市 共存・協働のまちづくり 推進条例

この条例は、平成21年2月に策定・公表した「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」に基づき、共存・協働のまちづくりの基本理念、基本的な事項、各主体の役割及び主体間の関係を明文化し、平成21年3月に制定、4月1日から施行したものです。

制定については、「市民との共存・協働推進検討委員会」「市民ワーキング会議」といった協議の場において、市民の皆さんと一緒に考えて、策定した基本方針との整合を図りながら条文化を行いました。したがって、各条文の背景にある協働に対する想いや内容などについては、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例 基本方針との対照表」などをご参照いただくようお願いします。

- 刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例 本文
- 刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会規則 本文
- 条例の構成
- 基本方針との対照表
- 逐条解説



## 刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例

私たちのまち刈谷市は、自然と産業と文化の調和した活気あふれるまちとして発展してきました。一方で、少子高齢化、都市化など、時代が変化する中、社会のルールやマナーが希薄化することにより、地域のつながりが薄れ、暮らしの困りごとを家族や隣近所だけでは抱えきれなくなってきました。また、市民一人ひとりが様々な価値観を持つことにより、個別化し、複雑化するニーズに対応するためには、行政によるサービスだけでは難しくなってきました。

誰もが暮らしやすいまちにするには、市民一人ひとりがまちの課題を自分ごととし、自発的に取り組むこと、市民の様々な知恵や力をいかし合い、市民同士がつながり合いやすい環境をつくることを進めていく必要があります。そして、まちづくりを担う様々な組織や人々が、各々の力を出し合い、地域社会における役割を担い、相互に協力し、連携していくことが必要です。

私たちはここに、市民がまちづくりの主役となり、市民一人ひとりが主体的に共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出しながら、様々な形でまちづくりに貢献する「共存・協働のまちづくり」の実現をめざすため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、共存・協働のまちづくりを担う主体の役割及び各主体間の関係を明らかにするとともに、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、各主体の主体的な活動の推進を図り、もって市民がより主体的に生きることができるまち及び各主体がつながり合い、市民の力が地域にいきるまちの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共存 年齢、性別、国籍、障害の有無等の各々の違い並びに様々な考え方、活動及び組織の存在を認め合い、多様性を大切にするをいう。
- (2) 協働 同じ目標を達成しようとする者同士が、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力することをいう。

(3) まちづくり まちに関わる者が、自分たちのまちの課題を考え、及び対話し、空間、社会及び制度を作る活動をいう。

(4) 自分ごと 自らの責務として受け止め、できることから自ら行動するとならえ方をいう。

(5) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者その他まちづくりに関わる者をいう。

(6) 地域団体 地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。

(7) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

(8) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(9) 教育機関等 教育機関及びその他の専門機関等をいう。

(基本理念)

第3条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、次に掲げる基本理念にのっとり、共存・協働のまちづくりを推進するものとする。

(1) 主体的、自立的及び自発的に考え、行動すること。

(2) 対話、理解及び共感を大切にし、信頼関係を構築すること。

(3) 互いの存在、個性及び文化を理解し、及び尊重すること。

(4) 互いの強みをいかし合うとともに、弱みを補い合うこと。

(5) 互いが納得し、共有できる目標を立てること。

(6) まちづくりに貢献できる存在となるよう、自ら成長及び改善に努めること。

(共存・協働のまちづくりを担う主体)

第4条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等及び市とする。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちの課題を自分ごととし、まちづくりに自発的に参加し、及び協力する等市民としての自覚及び責任を持って行動するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、市民の地域への関心を喚起し、及び参加を促し、地域の特性及び市民の力をいかしたまちづくりに努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、積極的な情報発信等により協働の機会を増やすとともに、効果的なまちづくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、まちを構成する一員であることを意識し、及び地域団体等と協力し、自らの特性及び資源をいかした多様なまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、自らが持つ専門性を積極的にまちづくりへ還元するよう努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、市の施策を推進し、自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行うものとする。

2 市は、計画等を策定する場合は、第3条の基本理念を計画等に反映するよう努めるものとする。

(施策)

第11条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、その推進のため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 活動場所に関すること。
- (4) 財政支援に関すること。

(5) 市政への参画に関する事。

(6) 共存・協働のまちづくりを担う主体同士の交流及び協力に関する事。

(7) その他共存・協働のまちづくりの推進に関する事。

2 共存・協働のまちづくりを担う主体は、前項各号の施策の連携を図るとともに、各主体が協働して施策を実施するよう努めるものとする。

(共存・協働のまちづくり推進委員会)

第12条 共存・協働のまちづくりの推進について必要な事項を協議するため、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、共存・協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員16人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内に住所を有する者

(3) 地域団体を代表する者

(4) 市民活動団体を代表する者

(5) 事業者を代表する者

(6) 教育機関等を代表する者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例（平成21年条例第 号。以下「条例」という。）第12条第7項の規定に基づき、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、共存・協働のまちづくりの推進のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報交換に関すること。
- (2) 課題の抽出及び解決に関すること。
- (3) 施策の検証及び改善に関すること。
- (4) 方針に関すること。
- (5) その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。



(公表)

第7条 委員会において協議された内容等については、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

# 刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例の構成

## 前文

- 共存・協働のまちづくりが必要になった背景
- 共存・協働のまちづくりがめざす市民やまちの姿

## 目的 (第1条)

- 共存・協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、各主体の役割と関係を明らかにする。
- 共存・協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、各主体の共存・協働のまちづくりの推進を図り、  
「市民がより主体的に生きることができるまち」  
「各主体がつながり合い、市民の力が地域にいきるまち」の実現をめざす。

## 定義 (第2条)

- ①共存 ②協働 ③まちづくり ④自分ごと
- ⑤市民 ⑥地域団体 ⑦市民活動団体 ⑧事業者 ⑨教育機関等

## 基本理念 (第3条)

- ①主体的・自立的・自発的に考え、行動する
- ②対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を構築する
- ③互いの存在・個性・文化を理解し、尊重する
- ④互いの強みをいかし合い、弱みを補い合う
- ⑤互いが納得し、共有できる目標を立てる
- ⑥まちづくりに貢献できる存在となるよう、自ら成長・改善に努める

## 共存・協働のまちづくりを担う主体 (第4条)

市民の役割 (第5条)	地域団体の役割 (第6条)	市民活動団体の役割 (第7条)	事業者の役割 (第8条)	教育機関等の役割 (第9条)	市の役割 (第10条)
----------------	------------------	--------------------	-----------------	-------------------	----------------

## 施策 (第11条)

人材育成	情報の収集・提供	活動場所	財政支援	市政への参画	主体同士の交流・協力	その他
------	----------	------	------	--------	------------	-----

## 共存・協働のまちづくり推進委員会 (第12条、規則)

情報交換	課題の抽出と解決	施策の検証と改善	基本方針の見直し	その他 市制60周年 市民公募事業
------	----------	----------	----------	-------------------------

(別表)

## 刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例 基本方針との対照表

条文名	基本方針対照項目
前文	第1部1-2 「共存・協働のまちづくり」が必要になった背景 第1部2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？ 第1部2-2 「共存・協働のまちづくり」がめざす市民やまちの姿 第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢 第2部1-1 「共存・協働のまちづくり」を進めるうえでの大切な5つのキーワード
第1条（目的）	第1部2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？
第2条（定義）	第1部1-1 「共存・協働のまちづくり」とは 第1部3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体
第3条（基本理念）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第4条（共存・協働のまちづくりを担う主体）	第1部3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体
第5条（市民の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第6条（地域団体の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿
第7条（市民活動団体の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第8条（事業者の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第9条（教育機関等の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢
第10条（市の役割）	第1部3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢 第3部2-2 行政における組織体制

条文名	基本方針対照項目
第11条（施策）	<p>第2部1-2 「共存・協働のまちづくり」がはぐくまれる循環</p> <p>第2部2-1 【人材育成】多くの市民が参加し、交流し、育ちあう循環をつくる</p> <p>第2部2-2 【情報】生きた情報がめぐり、参加と知恵を生み出す仕組みをつくる</p> <p>第2部2-3 【場所】ひとが集い、活動やつながりが生まれる場をつくる</p> <p>第2部2-4 【財政支援】共感が広がり、解決する力を育てる財政支援をつくる</p> <p>第2部2-5 【行政サービスへの市民参画】市民の力と施策の連動を生み出す仕組みをつくる</p> <p>第2部2-6 【団体同士、異なる主体との交流・協力】まちづくりの可能性を広げていくためのつながりをつくる</p> <p>第3部1-2 市民への理解・参加の促進</p>
第12条（共存・協働のまちづくり推進委員会）	<p>第3部1-1 市民主体の組織体制</p> <p>第3部2-1 基本方針の検証・改善の仕組み</p> <p>第3部2-2 行政施策の推進</p>
第13条（委任）	

## 刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例 逐条解説

### 【前文】

- Q 1. なぜ条例制定が必要か？ ..... 16
- Q 2. 条例の制定方法は？ ..... 16
- Q 3. 「私たち」とついているのはなぜか？ ..... 16
- Q 4. なぜ、協働が必要なのか？ ..... 16
- Q 5. 「共存・協働」にはどのような想いが込められているのか？ ..... 16
- Q 6. 都市化とはどのような状態を指すのか？ ..... 16
- Q 7. 行政とはどのような意味があるのか？ ..... 17
- Q 8. 共存・協働の心とは、どのようなことを指しているのか？ ..... 17
- Q 9. この条例は、行政の役割や業務を市民協働という名の下に、  
歳出削減を目的として行うためのものなのか？ ..... 17
- Q 10. 基本方針の策定に関わった「市民との共存・協働推進検討委員会」「市民ワーキング会議」のメンバーの意見は、どのような形で条例に現れているのか？ ...17
- Q 11. 「市民との共存・協働推進検討委員会」「市民ワーキング会議」に対しては、  
条例案を示し、意見を聞いたのか？ ..... 18

### 【第1条（目的）】

- Q 12. 条例が施行後、共存・協働のまちづくりが自動的に実現されるのか？  
どう変わるのか？ ..... 19
- Q 13. 共存・協働のまちづくりを担う主体とは何か？ ..... 19

### 【第2条（定義）】

- Q 14. 「共存」の読み方は、「きょうそん」？「きょうぞん」？ ..... 20
- Q 15. 「まち」とは、どの範囲を指すのか？ ..... 20
- Q 16. 対話とは、1対1で行うことを指すのか？ ..... 20
- Q 17. 「空間」「社会」「制度」を作る活動とは、具体的にはどのようなこと  
を指すのか？ ..... 20
- Q 18. 「自分ごと」は、できることからとらえるのであれば、できないことは  
やらなくてもよいのか？ ..... 20
- Q 19. 市民の定義の中にある「まちづくりに関するもの」とは、どのような人  
を指すのか？ ..... 20
- Q 20. 地域団体とは、自治会のことを指すのか？ ..... 20
- Q 21. 地域団体は、政治・宗教活動を行ってもよいのか？ ..... 20

Q 2 2.	市民活動団体が少しでも政治・宗教活動を行うのであれば、この条例からは対象外となるのか？	21
Q 2 3.	報酬を受け取ったり、商品の売上を活動費に充てる活動は営利活動にあたるのか？	21
Q 2 4.	労働者に対して賃金を払う市民活動団体は、営利団体となるか？	21
Q 2 5.	特定の人へ対しての非営利活動は、公益的な活動とはいえないのではないか？	21
Q 2 6.	公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動とは、どのような活動か？	21
Q 2 7.	事業者とはどのような人を指すのか？従業員も対象に入るのか？	21
Q 2 8.	その他の専門機関等とは何を指すのか？	21

### 【第3条（基本理念）】

Q 2 9.	なぜ、信頼関係を構築することが理念に掲げられているのか？	22
Q 3 0.	「互い」とは、1対1で行うことを指すのか？	22
Q 3 1.	「文化」とは、どのようなことを指しているのか？	23

### 【第4条（共存・協働のまちづくりを担う主体）】

Q 3 2.	まちづくりを担う主体の中に「事業者」「教育機関等」が含まれているのはなぜか？	23
Q 3 3.	市の中には議会は含まれているのか。議会の役割はどのように考えているのか？	23
Q 3 4.	共存・協働のまちづくりを担う主体として「中小企業・商店」を追加するのはどうか？	23

### 【第5条（市民の役割）】

Q 3 5.	この条文は、市民に対して義務を課すということか？	24
Q 3 6.	市民にとっての自覚と責任とは、どのようなことを指すのか？	24
Q 3 7.	具体的に、どのようなまちづくりへ参加・協力すればよいのか？	24

### 【第6条（地域団体の役割）】

Q 3 8.	地域団体の活動は市内在住者のみで行うものなのではないか？	25
Q 3 9.	関心を「喚起する」と「高める」とでは違いがあるのか？	25
Q 4 0.	地域の特性とはどのようなことを意味するのか？	25
Q 4 1.	市民の力をいかすとはどのようなことを意味するのか？	25

Q 4 2.	地域団体はどのようにしてまちづくりに関わるのか？	26
--------	--------------------------	----

【第7条（市民活動団体の役割）】

Q 4 3.	なぜ、積極的な情報発信が求められるのか？	26
--------	----------------------	----

【第8条（事業者の役割）】

Q 4 4.	営利活動を主とする事業者に求める役割とは何か？	27
--------	-------------------------	----

Q 4 5.	自らの特性とは何を指すのか？資源とは何を指すのか？	27
--------	---------------------------	----

【第9条（教育機関等の役割）】

Q 4 6.	還元とはどのようなことを指しているのか？	28
--------	----------------------	----

【第10条（市の役割）】

Q 4 7.	環境整備とはどのようなことを指すのか？	29
--------	---------------------	----

Q 4 8.	市の役割に「共存・協働のまちづくりを担う主体が推進する施策を共に推進し」 「計画等を策定する場合は刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会の意見を計 画等に反映する」ことを明記してほしいが、どうか？	29
--------	--	----

【第11条（施策）】

Q 4 9.	これらの施策は誰が行うのか？市が行うのか？	32
--------	-----------------------	----

Q 5 0.	「市政への参画」とは、どのようなことを指すのか？	32
--------	--------------------------	----

Q 5 1.	「その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること」とは、例えば どのようなことがあるか？	32
--------	---	----

Q 5 2.	施策の連携を図るとは、どのようなことを意味しているのか？	32
--------	------------------------------	----

Q 5 3.	施策が抽象的で、どのようなことをやるのかわからない。何を行って いくのか？	32
--------	--	----

【第12条（共存・協働のまちづくり推進委員会）】

Q 5 4.	推進委員会は、市長の附属機関なのか？	34
--------	--------------------	----

Q 5 5.	委員会の意見について、市長はその意見を尊重し、推進する責務を負うこと を明記することはできるか？	34
--------	---	----

Q 5 6.	委員会では、どのようなことを行うのか？	34
--------	---------------------	----

Q 5 7.	委員会の人数を16人以内としているが、これは以内であれば何人 でも構わないのか？	34
--------	---	----

Q 5 8.	委員会に出席する市民はどのようにして選ぶのか？	34
--------	-------------------------	----

Q 5 9.	その他市長が必要と認める者とは誰を指すのか？	34
Q 6 0.	委員会の構成はどうなるのか？	34
Q 6 1.	委員会の委員男女比率はどのように考えているのか？	34
Q 6 2.	委員会の委員の一員として、「中小企業、商店を代表する者」を追加するのはどうか？	35
Q 6 3.	共存・協働のまちづくりを推進する上では、委員数が16人以内では市民の 声が十分に反映されないのではないか？	35



(前文)

私たちのまち刈谷市は、自然と産業と文化の調和した活気あふれるまちとして発展してきました。一方で、少子高齢化、都市化など、時代が変化する中、社会のルールやマナーが希薄化することにより、地域のつながりが薄れ、暮らしの困りごとを家族や隣近所だけでは抱えきれなくなってきました。また、市民一人ひとりが様々な価値観を持つことにより、個別化し、複雑化するニーズに対応するためには、行政によるサービスだけでは難しくなっています。

誰もが暮らしやすいまちにするには、市民一人ひとりがまちの課題を自分ごととし、自発的に取り組むこと、市民の様々な知恵や力をいかし合い、市民同士がつながり合いやすい環境をつくることを進めていく必要があります。そして、まちづくりを担う様々な組織や人々が、各々の力を出し合い、地域社会における役割を担い、相互に協力し、連携していくことが必要です。

私たちはここに、市民がまちづくりの主役となり、市民一人ひとりが主体的に共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切に、協力し合う関係を生み出しながら、様々な形でまちづくりに貢献する「共存・協働のまちづくり」の実現をめざすため、この条例を制定します。

[基本方針対照項目]

**第 1 部 1-2 「共存・協働のまちづくり」が必要になった背景**

**第 1 部 2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？**

**第 1 部 2-2 「共存・協働のまちづくり」がめざす市民やまちの姿**

**第 1 部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢**

**第 2 部 1-1 「共存・協働のまちづくり」を進めるうえでの大切な 5 つのキーワード**

[解説]

共存・協働のまちづくりが必要になった背景と、今後めざしていく市民やまちの姿が示されています。

最近、地域に対して関心を持たず、地域の活動に参加しない人が増えてきています。また、当事者同士が話し合えば解決できることを、自治会や行政などに任せてしまう傾向も見られます。市民のニーズに効果的に対応していくためには、法的制度を前提とした公平な行政によるサービスだけでは、効果的に対応することが難しい状況になっています。これからは、困りごとを放置せず、関心を持って、できるところから行動していく市民が増えていくことが、今後のまちづくりに必要になってきました。

誰もが暮らしやすいまちにするためには、市民がまちづくりの主役となり、必要なことは市民が自分たちでつくり出していくこと、そして、市民のさまざまな知恵や力を活かしあうことにより、市民同士が支えあい、参加・協力・交流しやすい環境をつくることを進めていく必要があります。そして、地域団体や市民活動団体、事業者などさまざまな組織が協力し合うことにより、地域の問題解決力やまちづくりの力を高めていくことが必要となってきています。

そのために、条例による明文化を行い市民がまちづくりの主役となり、まちをよりよくしたいという想いを大切に、一人ひとりの存在と力を活かし合い、対話や交流を重ねながらお互いを尊重していき、連鎖反応や相乗効果を生み出しながら、さまざまな形でまちづくりに貢献する「共存・協働のまちづくり」の実現をめざします。

## [Q&A]

### Q 1. なぜ条例制定が必要か？

A 1. 刈谷市行政経営の基本理念として、市民参加・協働に向けた変革があります。

平成14年に策定された「第6次刈谷市総合計画」において、まちづくり重点プロジェクトとして「市民の参加と協働」が位置づけられて以降、平成17年6月に策定した刈谷市行政経営改革大綱の基本理念に基づく改革の中の外部マネジメントの一つとして、「市民参加、協働に関する基本理念を市民とともに共有するための制度の整備」が挙げられました。また、市役所の業務プロセスの視点においても、市民参加・協働で問題解決を図る組織体制づくりを目標とする中で、市民協働に関する基本理念及び基本的な事項を、対外的に明確に定める必要が出てきたのです。

### Q 2. 条例の制定方法は？

A 2. 「市民協働」を制度化するために、本市における市民協働推進の考え方について、市民の意見を反映して策定した「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」に基づき、基本理念や各主体の役割、各主体の関係を明文化しました。

### Q 3. 「私たち」とついているのはなぜか？

A 3. これからのまちづくりは、行政のみがまちづくりの主体となるのではなく、さまざまな市民や市民活動団体、事業者などが一緒になって行っていく必要があります。その想いを表現するため、「私たち」という表現を用いました。

### Q 4. なぜ、協働が必要なのか？

A 4. 現在、住民による多様なニーズに対して行政が単独で対応するには限界があります。また、本来まちづくりは市民と行政が協調して進めるべきものであり、現場のニーズや地域の特性を把握し、先駆的・専門的に活動している団体と行政が互いに協力しあうことで、より効果的なサービスなどが期待できます。以上の2点を考慮し、これからのまちづくりの新たな姿として、協働を位置づけました。

### Q 5. 「共存・協働」には、どのような想いが込められているのか？

A 5. 市民には、自分の想いを実現させるべく市民活動の中心となって活躍している人、市民活動はしていないけど応援している人、市民活動にはどんなものがあるかわからない人など、さまざまな人がいます。また、想いはあるけれども、自分の意に反して力が出せない人もいます。

これからのまちづくりにおいては、まず、まちにはどのような人がいるのかを理解し、存在を認め合うことが必要です。各々の考えや想いを知り、それを認めていく姿勢が大切であるとの想いから、「互いの力をいかし合い、協力する」協働だけでなく、「共存」というフレーズも加えました。

### Q 6. 都市化とは、どのような状態を指すのか？

A 6. まちの基盤の密集化、世帯の核家族化、マンションの増加などの状況を指しています。

**Q 7. 行政とは、どのようなことを指しているのか？**

A 7. 市役所及び関連機関を指しています。

なお前文以外においては、基本方針において、まちづくりを担う主体として定義付けた「行政」という表現は条例内で使用するには適さないため、他の条例と同様「市」という表現を用いています。

**Q 8. 共存・協働の心とは、どのようなことを指しているのか？**

A 8. 共存・協働のまちづくりを実現するには、理性や論理的思考だけではなく、心でわかりあう、認め合うコミュニケーションがなければ、まちづくりを支援する仕組みがあっても、基本方針にある循環をはぐくんでいくことはできません。

そのために、一人ひとりの存在とその人の想いを大切に、対話と交流を重ね、つながりを育てていく「共存・協働の心」を持ってまちづくりを行っていくことが重要と考えます。

**Q 9. この条例は、行政の役割や業務を市民協働という名の下に、歳出削減を目的として行うためのものなのか？**

A 9. この条例は、共存・協働のまちづくりの推進と、市民力や地域力の向上をねらいとして、まちの課題を解決するためには、どの主体が、どのような理念を持ち、どのような役割を持って施策を行うべきかを明文化して制定しました。したがって、個々の公共サービスについては、運営主体、サービス内容を各主体とともに検討した結果として、従来よりも歳出が削減するサービスも考えられますが、逆にこれまで行政単独では取り組めなかった分野での歳出増加も十分予想されます。

**Q 10. 基本方針の策定に関わった「市民との共存・協働推進検討委員会」「市民ワーキング会議」のメンバーの意見は、どのような形で条例に現れているのか？**

A 10. 条例案の作成の際には、その内容を反映されるため、法規的に問題がある表現を除き、基本方針で使用された用語をできるだけ活用するよう心がけました。基本方針は、これまで会議を積み重ねていくなかで生まれた生の言葉を取り入れて書かれているため、すべての委員の言葉を条文の中に表現することは難しいですが、各委員の発言の根底にある「想い」については、内容・表現ともに網羅された形となっています。

特に「前文」においては、法規的な表現にとらわれることなく、なるべく基本方針の表現に近い平易な文章の作成に心がけました。

**Q 1 1. 「市民との共存・協働推進検討委員会」「市民ワーキング会議」に対しては、条例案を示し、意見を聞いたのか？**

A 1 1. この条例は、基本方針の内容を反映させていくという性格上、基本方針の内容がほぼ確定した時点から具体的な文案づくりを始めました。

よって、基本方針の最終案を審議する 11 月 21 日開催の検討委員会においては、基本方針の最終案と共に条例案を委員に提示し、内容について意見をいただくことはありましたが、市民ワーキング会議のメンバーについては、7 月 13 日に会議自体が終了し、解散していたため、その内容を公開し、意見を聞くことは行っていません。

条例については、市民の皆さんと共有した協働に対する考え方を内容に反映させるため、基本方針の内容と矛盾することのないよう心がけて作成しました。

なお、基本方針の内容については、10 月 15 日～11 月 13 日に実施したパブリックコメントにおいても広く市民に意見を伺い、その意見を反映しています。

(目的)

第 1 条 この条例は、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、共存・協働のまちづくりを担う主体の役割及び各主体間の関係を明らかにするとともに、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、各主体の主体的な活動の推進を図り、もって市民がより主体的に生きることができるとともに、市民の力が地域にいきわたるまちの実現に寄与することを目的とする。

[基本方針対照項目]

**第 1 部 2-1 「共存・協働のまちづくり」で何が・どう変わるのか？**

[解説]

共存・協働のまちづくりを推進して、どのようなまちをめざしていくのかが示されています。

共存・協働のまちづくりにおいては、市民がまちづくりの主役となり、その市民の力を広げ活かすために、さまざまな人や組織が協力しあうことをめざします。その中で、「市民と行政」「市民と市民」の関係が、「市民がより主体的に生きることができるとともに」「さまざまな人や組織がつながりあい、市民の力が地域に生きるまち」と変わるよう取り組んでいきます。

「市民がより主体的に生きることができるとともに」では、市民が主役となり、行政は支援と環境づくりにまわります。必要なことを市民が自分たちで作り出していくことに対し、行政はその主体性を大切にしながら、市民の活動がより効果的に行われるよう支援し、効率的・自律的なまちづくりへの環境を整備することをめざしていきます。

「さまざまな人や組織がつながりあい、市民の力が地域に生きるまち」では、市民のさまざまな知恵や力を活かすことにより、市民の力が広がり、市民同士が参加・協力・交流しやすい環境をつくることをめざしていきます。

[Q&A]

Q 1 2. 条例が施行後、共存・協働のまちづくりが自動的に実現されるのか。どう変わるのか？

A 1 2. 条例については、あくまでも基本的な事項を定めたものであり、この条例が制定されたからといって、状況が即座に変化するわけではありません。しかしながら、この理念を制定し、各主体が地道にまちづくりを継続することによって、市民一人ひとりの意識が変わり、将来的に共存・協働のまちづくりが実現することができればと考えています。

具体的な施策については、後に出てくる共存・協働のまちづくり推進委員会において、行政のみの施策だけではなく、市民の皆さんと一緒に考えてよりよい方策を協議していきます。

Q 1 3. 共存・協働のまちづくりを担う主体とは何か？

A 1 3. 市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、市の6つの主体を指します。(第4条参照)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共存 年齢、性別、国籍、障害の有無等の各々の違い並びに様々な考え方、活動及び組織の存在を認め合い、多様性を大切にすることをいう。
- (2) 協働 同じ目標を達成しようとする者同士が、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力することをいう。
- (3) まちづくり まちに関わる者が、自分たちのまちの課題を考え、及び対話し、空間、社会及び制度を作る活動をいう。
- (4) 自分ごと 自らの責務として受け止め、できることから自ら行動するとらえ方をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者その他まちづくりに関わる者をいう。
- (6) 地域団体 地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。
- (7) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動
- (8) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (9) 教育機関等 教育機関及びその他の専門機関等をいう。

[基本方針対照項目]

第1部 1-1 「共存・協働のまちづくり」とは

第1部 3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体

## [解説]

この条例を解釈するために必要な用語の定義について、示されています。

刈谷市では、さまざまな市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、それに行政などが、暮らしやすく心の通ったまちにしていくための課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、「対話」「理解」「共感」を大切にしながら取り組んでいきます。

## [Q&A]

**Q 14. 「共存」の読み方は、「きょうそん」？「きょうぞん」？**

A 14. 条文上では、各種辞書を参考にした結果、「きょうそん」と読んでいます。

**Q 15. 「まち」とは、どの範囲を指すのか？**

A 15. 刈谷市内全域を指しています。

**Q 16. 対話とは、1対1で行うことを指すのか？**

A 16. 対話には、対面式で行う話し合いのほか、複数の主体が対等な立場で一緒に物事を考えていくワークショップのような、3者以上での話し合いも意味に含んでいます。

**Q 17. 「空間」「社会」「制度」を作る活動とは、具体的にはどのようなことを指すのか？**

A 17. それぞれ、空間＝（人々が集まる）場、社会＝コミュニティや組織、制度＝仕組みやシステムを指しています。

**Q 18. 「自分ごと」は、できることからとらえるのであれば、できないことはやらなくてもよいのか？**

A 18. まちの課題を考える第一歩を踏み出すことが重要だと考えているため、このような表現にしています。みなさんも、身の回りに起こっている課題について、自分には何ができるのか、考えてみませんか。

**Q 19. 市民の定義の中にある「まちづくりに関するもの」とは、どのような人を指すのか？**

A 19. 自らの土地や建物を提供している市外居住者、寄附者、市内ボランティア活動への参加者などを指します。

**Q 20. 地域団体とは、自治会のことを指すのか？**

A 20. 自治会を主な例として指してはいますが、そのほかにも公民館活動や婦人会、子ども会など、地域に住んでいることを縁とする団体を総称して定義しています。

**Q 21. 地域団体は、政治・宗教活動を行ってもよいのか？**

A 21. 地域団体は、地域に生活していることを縁としている団体であり、その存在はまちづくりにおいてはかかせません。しかしながら、政治・宗教活動を行う場合には、その存在は認めるものの、活動については認めることはありません。

**Q 2 2. 市民活動団体が少しでも政治・宗教活動を行うのであれば、この条例からは対象外となるのか？**

A 2 2. 市民活動団体は、地域団体とは違い、目的を持って活動する団体を指します。よって、その活動の内容が政治・宗教を伴うものであれば、団体の存在を否定することはしませんが、刈谷市としては協働の相手となる主体の対象からは外れるものととらえています。

**Q 2 3. 報酬を受け取ったり、商品の売上を活動費に充てる活動は営利活動にあたるのか？**

A 2 3. 必ずしもそうとは言いきれません。営利を目的とする活動とは、利益を出資者などに配当する活動のことを指します。よって、収益を上げたとしても、それを新たな事業に再投資していくのであれば、それは非営利活動となります。

**Q 2 4. 労働者に対して賃金を払う市民活動団体は、営利団体となるか？**

A 2 4. 必ずしもそうとはいいきれません。非営利団体も労働者に対して賃金を支払う義務があります。

**Q 2 5. 特定の人へ対しての非営利活動は、公益的な活動とはいえないのではないか？**

A 2 5. 例え活動の対象が特定の人であったとしても、その人の利益が間接的に公益へつながる場合も十分考えられます。

**Q 2 6. 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動とは、どのような活動か？**

A 2 6. 本来の目的は公益のためであっても、その手段として破壊行為など社会的常識を逸脱してしまう活動を指しています。

**Q 2 7. 事業者とはどのような人を指すのか？従業員も対象に入るのか？**

A 2 7. 事業者とは、主に経営者といった、従業員を管理・統率する立場にある人を指します。従業員に関しては、「市民」に含めるものとしています。

**Q 2 8. その他の専門機関等とは何を指すのか？**

A 2 8. 病院、国県の出先機関、ハローワークなどを指しています。また、「等」は警察を意味しています。

(基本理念)

第3条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、次に掲げる基本理念にのっとり、共存・協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 主体的、自立的及び自発的に考え、行動すること。
- (2) 対話、理解及び共感を大切にし、信頼関係を構築すること。
- (3) 互いの存在、個性及び文化を理解し、及び尊重すること。
- (4) 互いの強みをいかし合うとともに、弱みを補い合うこと。
- (5) 互いが納得し、共有できる目標を立てること。
- (6) まちづくりに貢献できる存在となるよう、自ら成長及び改善に努めること。

[基本方針対照項目]

**第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢**

[解説]

共存・協働のまちづくりを推進していく上で、それを担うすべての主体に共通して求められる姿勢が示されています。

共存・協働のまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関わるすべての人や組織が次のような姿勢を持つようにすることが求められます。

- ① 主体的・自立的・自発的に考え、行動する
- ② お互いの存在・個性・組織文化を理解・尊重し、お互いのよさや能力を活かしあう
- ③ お互いの弱点を補いあうとともに、まちづくりに貢献できる存在となるために、自ら成長や改善に努める
- ④ 市民やまちをよくする活動となるために、お互いが納得するまで話し合っ、共有できる目標を立てる
- ⑤ 対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を構築する

[Q&A]

**Q29. なぜ、信頼関係を構築することが理念に掲げられているのか？**

A29. 共存・協働のまちづくりを実現するためには、いくら具体的な方策や環境が整備されたとしても、その仕組みに対する想いが異なってしまうと、せっかく協働で進めてきたことも、お互いが満足いく結果になるとは限りません。また、もしも事業が失敗してしまった場合には、お互いが責任転嫁をしてしまい、よい改善策が生まれにくくなってしまいうことも考えられます。

真の協働を生み出していくためには、まず相手と出会い、対話や交流を重ねながら、お互いを理解していくことが重要と考え、基本理念として掲げました。

**Q30. 「互い」とは、1対1で行うことを指すのか？**

A30. Q15「対話」での説明と同様に、3者以上の主体を指すことも意味に含んでいます。



Q 3 1. 「文化」とは、どのようなことを指しているのか？

A 3 1. 価値観や信念など、団体として持ち合わせている行動原理や思考様式を指しています。

(共存・協働のまちづくりを担う主体)

第4条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等及び市とする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-1 「共存・協働のまちづくり」に取り組む主体

[解説]

刈谷のまちづくりを担う主体が示されています。

共存・協働のまちづくりには、さまざまな人々や組織が主体的に行動し、各々の知恵や経験を活かしてまちづくりに貢献することが期待されます。同時に、お互いが特性や能力を認め合い連携することで、自分だけではできない相乗効果を持ったまちづくりを進めます。

[Q&A]

Q 3 2. まちづくりを担う主体の中に「事業者」「教育機関等」が含まれているのはなぜか？

A 3 2. 市内にある多くの事業者やさまざまな専門機関も、刈谷市を構成する重要な主体であり、まちづくりの資源と考えるからです。地域社会において、各主体はそれぞれ社会的役割を果たしていただいておりますが、今後は、まちづくりの分野についての貢献も期待したい意味を込めて、主体に含むこととなりました。

Q 3 3. 市の中には議会は含まれているのか。議会の役割はどのように考えているのか？

A 3 3. 議会は、市民の代表者としてその活動をサポートすること、また議会は行政の監視役としての役割を期待しており、まちづくりを担う主体とはなりません。

Q 3 4. 共存・協働のまちづくりを担う主体として「中小企業・商店」を追加するのはどうか？

A 3 4. 基本方針において中小企業や商店は、共存・協働のまちづくりを担う主体の中の「事業者」にその内容が含まれています。これは、基本方針の内容を協議する際に定義付けられたものです。基本方針は、さまざまな市民からの意見聴取を経て策定したものであり、この条例は基本方針と整合を図りながら条文化しています。よって、新しい主体として追加することは見送らせていただきます。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちの課題を自分ごととし、まちづくりに自発的に参加し、及び協力する等市民としての自覚及び責任を持って行動するよう努めるものとする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢

[解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「市民」に求められる役割が示されています。

これからの市民は、まちづくりの主体として、自覚と責任を持って行動し、行政が行うサービスの「受け手」から、「サービスのづくり手・担い手・参加者・支援者」へと変化していくことが求められています。さらには、市民一人ひとりが、できることからまちを良くする活動に自発的に参加したり、協力することが期待されています。

[Q&A]

Q 3 5. この条文は、市民に対して義務を課すということか？

A 3 5. 市民への義務付けの規定ではありませんが、これからのまちづくりは、行政主導で進めていくものではなく、市民の皆さんが主体となって進めていくこととなります。そのため、共存・協働のまちづくりを進めていくためのパートナーの役割として、努力規定ではありますが明記させていただきました。

Q 3 6. 市民にとっての自覚と責任とは、どのようなことを指すのか？

A 3 6. 自分たちは今後のまちづくりを担う主体であり、サービスの担い手として、自分たちのまちは、自分たちで良くしていくという想いのことを指しています。

Q 3 7. 具体的に、どのようなまちづくりへ参加・協力すればよいのか？

A 3 7. まずは、刈谷市内においてまちづくり活動を行っている団体を知り、理解することから始めてみてはいかがでしょうか。各地域の自治会活動やNPO法人・ボランティア団体の存在などを知り、理解することで、あなたにとってのまちの課題がみえてくるはずです。その中で、自分ができることを考え、少しずつ行動に移していくことが、共存・協働のまちづくりの推進につながります。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、市民の地域への関心を喚起し、及び参加を促し、地域の特性及び市民の力をいかしたまちづくりに努めるものとする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿

[解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「地域団体」に求められる役割が示されています。

地域団体には、住民の参加と力を活かした運営によって住民の地域への関心を呼び起こし、心の通った交流を行いながら、住民自治の核になっていくことが期待されています。

[Q&A]

**Q 38. 地域団体の活動は市内在住者のみで行うものではないか？**

A 38. 今後の地域活動においては、地域にある企業や教育機関に連携を呼びかけ、より効果的なまちづくりを行うなど、市外からの在勤者が活動に参加することも十分想定されると考えています。

**Q 39. 関心を「喚起する」と「高める」とでは違いがあるのか？**

A 39. 残念なことなのですが、市内在住者の中には自治会に未加入の方がまだ見受けられ、その傾向は年を経るごとに増加傾向にあります。

今回策定した基本方針においては、まちづくりを担う主体の核として地域団体を位置づけています。今までまちの課題にまったく無関心であった人たちに対し、自治会への加入を促すことにより、少しでもまちの課題に関心を持ってもらいたいという想いを込め、喚起という表現を用いました。

**Q 40. 「地域の特性」とはどのようなことを意味するのか？**

A 40. ソフト面では人口やまちの風土など、ハード面では面積や自然環境、建築物などを意味しています。

**Q 41. 「市民の力をいかす」とはどのようなことを意味するのか？**

A 41. 地域には、子どもからお年寄り、外国籍市民や障害者など、さまざまな市民が住んでいます。誰もが暮らしやすいまちにするために、地域団体は住民の声にしっかりと耳を傾け、それらを踏まえた魅力ある活動を行うこと、また多様な住民が力を発揮することができるよう機会を設けることで、市民の力をまちづくりに活かしていくことが求められています。

**Q 4 2. 地域団体はどのようにしてまちづくりに関わるのか？**

A 4 2. 地域団体は、その存在そのものがまちづくり活動を担っている住民自治の核となる存在です。互いに支えあい、住みよいまちをつくっていきながら、必要であれば市民活動団体などと協働でまちづくりを行ってみてはいかがでしょうか。

(市民活動団体の役割)

第 7 条 市民活動団体は、積極的な情報発信等により協働の機会を増やすとともに、効果的なまちづくりに努めるものとする。

[基本方針対照項目]

**第 1 部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢**

[解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「市民活動団体」に求められる役割が示されています。

これから市民活動団体は、情報発信を積極的に行い、市民や地域を巻き込んだり、さまざまな組織と協力しあう関係を作るなど、参加・協力の輪を広げ、より効果的なまちづくり活動に発展していくことが期待されています。

[Q & A]

**Q 4 3. なぜ、積極的な情報発信が求められるのか？**

A 4 3. 市民活動団体は、単独でもまちづくりを行うことができますが、多くの市民から認識され、協力を得ることで、活動の効果を高めていくことができます。また、情報を発信していくことによって、団体の存在が周知され、同じ思いを持った団体と協働で事業を進める機会が持てた結果、より効果的なまちづくりを行うことができます。

団体の活動を積極的に情報公開を進めていくことで、自らの活動が発展し、その結果、共存・協働のまちづくりが推進していくことにつながっていくのです。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、まちを構成する一員であることを意識し、及び地域団体等と協力し、自らの特性及び資源をいかした多様なまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢

[解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「事業者」に求められる役割が示されています。

刈谷市では多くの企業が存在し、企業としての社会貢献活動を積極的に行う事例も出てきていますが、従業員の地域社会への関心を高めたり、若い従業員のまちづくりへの参加を促進していくことは今後の課題です。専門知識や技術などを活かし、地域との対話を深め、協力しながらまちづくりに貢献することが求められています。

[Q&A]

#### Q 4 4. 営利活動を主とする事業者に求める役割とは何か？

A 4 4. 事業者も刈谷のまちを構成する一員であるため、本来の経済活動はもちろんのこと、社会貢献活動を行うことも期待されています。周辺住民が構成している自治会やNPOなどとの交流や対話を通じ、状況に応じた貢献を行ったり、「人づくり」の観点による従業員のまちづくりへの支援など、積極的な活動のあり方が期待されています。

#### Q 4 5. 「自らの特性」とは何を指すのか。資源とは何を指すのか？

A 4 5. 特性とは、社風や組織としての性格、人を育てる風土、社会的責任などを指します。資源とは、人材や資金、情報、ネットワーク、技術、保有する施設・設備などを指します。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、自らが持つ専門性を積極的にまちづくりへ還元するよう努めるものとする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢

[解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「教育機関等」に求められる役割が示されています。

世代間で文化を継承したり、子どもたちが社会性をはぐくんでいくために、学校などの教育機関で地域の大人が経験を伝えたり、地域のテーマを勉強することが今後さらに大切になります。また、その他の専門機関などが持つ専門性をより積極的に地域社会に活かしていくことも期待されています。

[Q&A]

Q46. 「還元」とはどのようなことを指しているのか？

A46. 教育機関等には、他の主体が持たない専門性の高い知識や技術を有しています。これからの刈谷市のまちづくりにおいては、そのような知識や技術を自ら活かすだけでなく、他の主体へも還元させていくことが必要ととらえ、このような表現を用いました。

(市の役割)

第10条 市は、市の施策を推進し、自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行うものとする。

2 市は、計画等を策定する場合は、第3条の基本理念を計画等に反映するよう努めるものとする。

[基本方針対照項目]

### 第1部 3-2 「共存・協働のまちづくり」の主体に求められる姿勢

#### 第3部 2-2 行政における組織体制

## [解説]

共存・協働のまちづくりを担う主体である「市」に求められる役割が示されています。

これからのまちづくりは「公共＝行政が担う」という考え方から、「新しい公共＝刈谷市で生活し活動する人や組織が問題意識を共有し、各々が持っている知恵・人・情報・資源などを出しあい、責任や役割を分担して取り組んでいく」方法へ転換していくことが求められています。そのために、市民と行政がより対等な関係を築くとともに、行政として施策の取り組み方を見直し、かつ自律的なまちづくりが発展するための環境を整備していきます。

また、市が策定する他の計画においても、共存・協働のまちづくりの基本理念が盛り込まれるよう、各部署へ働きかけていきます。

## [Q&A]

### Q 4 7. 「環境整備」とはどのようなことを指すのか？

A 4 7. 共存・協働のまちづくりをはぐくんでいくためには、「人材育成」「情報」「場所」「財政支援」「行政サービスへの市民参画」「団体同士・異なる主体との交流・協力」という6つの重点課題に対する活動を支えるために、環境整備を各主体が協働して進めていく必要があります。

行政単独の環境整備としては、例えば、かりや市民ボランティア支援サイトの充実や、財政支援策などが挙げられます。

### Q 4 8. 市の役割に「共存・協働のまちづくりを担う主体が推進する施策を共に推進し」「計画等を策定する場合は刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会の意見を計画等に反映する」ことを明記してほしいが、どうか？

A 4 8. 共存・協働のまちづくりを担う各主体が推進する施策は、必ず市と共に推進する必要はありません。各々がさまざまな考えで行う施策の中で、協働の目的に合致するものがあつた場合は、市を問わず、各主体間で自律的に協働を進めればよいものであると考えます。よって、条文において「共に推進する」と明記する内容については、見送らせていただきます。

また、各種計画の策定においては、各主体の施策にある市政への参画はそれぞれで努められているため、特に刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会の意見を全ての計画等に反映することは考えておりません。

(施策)

第11条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、その推進のため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 活動場所に関すること。
- (4) 財政支援に関すること。
- (5) 市政への参画に関すること。
- (6) 共存・協働のまちづくりを担う主体同士の交流及び協力に関すること。
- (7) その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること。

2 共存・協働のまちづくりを担う主体は、前項各号の施策の連携を図るとともに、各主体が協働して施策を実施するよう努めるものとする。

[基本方針対照項目]

**第2部 1-2 「共存・協働のまちづくり」がはぐくまれる循環**

**第2部 2-1 【人材育成】多くの市民が参加し、交流し、育ちあう循環をつくる**

**第2部 2-2 【情報】生きた情報がめぐり、参加と知恵を生み出す仕組みをつくる**

**第2部 2-3 【場所】ひとが集い、活動やつながりが生まれる場をつくる**

**第2部 2-4 【財政支援】共感が広がり、解決する力を育てる財政支援をつくる**

**第2部 2-5 【行政サービスへの市民参画】市民の力と施策の連動を生み出す仕組みをつくる**

**第2部 2-6 【団体同士、異なる主体との交流・協力】**

**まちづくりの可能性を広げていくためのつながりをつくる**

**第3部 1-2 市民への理解・参加の促進**

[解説]

共存・協働のまちづくりがはぐくまれる循環を支えるための施策について、示されています。

「共存・協働のまちづくり」をはぐくむための即効策はありません。「共存・協働のココロ」を持って対話を始めることから、さまざまな立場の人や組織の理解が生まれ、想いの分かち合い・学び合い・助け合いへと発展し、新たな仲間・知恵・資源が集まってくる…といった循環の中で各々の力や協力関係が熟成し、大きなまちづくりの力となっていきます。

そうした循環を支える支援策・環境整備として、刈谷市では、共存・協働のまちづくりを担う主体の方々と共に次の6つの支援策・環境整備を重点課題と考え、取り組んでいきます。

①「人材育成」

まちづくりに対して無関心な市民が、まちの課題を「自分ごと」とし、行動する市民へと変わっていくためには、「自分のまちをよりよくしたい」と感じるきっかけがあり、他の人たちと語り合いや交流を重ねながら行動に踏み出していく…といった「ひとの出会い・育ちあい」の循環が必要です。そのために、現場にいる人たちが市民活動について学びあう機会をつくと共に、多様な市民の参加・交流・育ちあいを促進する調整役（コーディネーター）を育てていきます。



## ②「情報」

「共存・協働のまちづくり」を進める上で、特に必要な情報とは、「地域でどんなことが課題になっているか」「どんな取り組みや活動者がいるか」といった生きた情報です。こうした情報が一部に留まることなく、全体の情報として循環・蓄積するために、広く効果的に伝えるための「発信力」を養い、環境を整備すると共に、必要な情報を個別にマッチングする「人が介在する交流・相談」を実施していきます。

また、各種のまちづくりや共存・協働のまちづくりのあり方について、さまざまな媒体を活用すると共に、地域のつながりや団体間のネットワークといった、市民ならではのコミュニケーションを活かした啓発を図ったり、まちづくり活動に関心を高め、多くの人たちに楽しみながら活動に参加していただけるような仕組みを検討することにより、市民一人ひとりが、地域の課題を「自分ごと」として行動するまちをめざします。

## ③「場所」

「共存・協働のまちづくり」のためには、個別の団体が会議や作業で活用する「空間」という機能に加え、そこに集う市民や団体との出会いや、情報や経験のやりとりを支援する「コーディネート機能」を充実させることが重要です。運営方法の改善・スタッフの技能向上・拠点間の連携などを通して、市民の活動の成長や協働を促進していく場を増やしていきます。

## ④「財政支援」

市民・事業者・行政など、みんなで活動を見守り、参加しながら、資金的にも支えて市民の力をはぐくんでいく仕組みをつくりまします。財政支援を通して、市民の活動がより効果的に行われ、それが地域に伝わって活動への共感・参加・応援が広がり、活動を支える資源が確保できるといった循環を生み出していくことをめざします。

## ⑤「市政（行政）サービスへの市民参画」

「市民は行政が提供する公共サービスを受ける・消費する」という関係から、「市民自らが必要な公共サービスをつくる・貢献する」という関係に転換することが求められています。行政の事業の現状や参入・参画の方法を明確に示し、市民が発言・提案しやすい環境をつくと共に、市民からの提案をどのように施策に転換できるかを、市民と行政と一緒に考え、議論する機会を充実させます。

## ⑥「団体同士・異なる主体との交流・協力」

さまざまな人や組織同士が知恵と力を活かしあうことでまちづくりの可能性を広げていくためには、情報整備と共に、実際に異なる団体が出会い、対話・交流する機会を増やしていくことが必要です。地域の問題を一緒に話し合ったり、お互いの活動現場や経験を知る機会を増やすと共に、異なる組織との協力に関する相談やコーディネートの体制を強化し、協働して行うまちづくりを具体的に支援します。

なお、施策の実施については、各支援策を個別バラバラに行うのではなく、仲間・知恵・資源が集まり、必要なところへつながっていく相乗効果をめざし、各主体が協働して共存・協働のまちづくりを進めます。

[Q&A]

**Q 49. これらの施策は誰が行うのか？市が行うのか？**

A 49. 市が施策を推進するのはもちろんですが、他の主体もできる範囲で施策を担っていくことが期待されています。各主体がそれぞれで共存・協働のまちづくりの施策を行うことにより、協働する分野が生まれ、まちづくりがさらに進んでいくことが望ましいと考えています。

**Q 50. 「市政への参画」とは、どのようなことを指すのか？**

A 50. 例えば、ある計画の策定における委員への参加やパブリックコメントに基づく意見提出など、市が中心になって行っている行政サービスについて、必要性・実施主体など計画の段階から参加していくこと、またはその仕組みをつくることを指しています。

**Q 51. 「その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること」とは、例えばどのようなことがあるか？**

A 51. 今後、推進委員会の協議の中で決まっていく新たな施策が該当します。例えば、協働事業提案制度など、自分たちが自らの手で新しい公共サービス・仕組みを生み出していく行為が該当します。

**Q 52. 施策の連携を図るとは、どのようなことを意味しているのか？**

A 52. 例えば、まちづくりにとって必要な情報を編集して発信する際に、さまざまな団体が協力して行えるように促進するといった、各施策を単独で行うのではなく、連携を図りながら実施していくことで、より効果を上げていってほしいという期待が込められています。

**Q 53. 施策が抽象的で、どのようなことをやるのかわからない。何を行っていくのか？**

A 53. 今回の条例及び基本方針は、刈谷市がめざすべきまちづくりの基本となる土台を定めたものです。具体的な施策については、今後発足する推進委員会など、さまざまな主体と一緒に協議し、実施していきます。

(共存・協働のまちづくり推進委員会)

第12条 共存・協働のまちづくりの推進について必要な事項を協議するため、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、共存・協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員16人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内に住所を有する者

(3) 地域団体を代表する者

(4) 市民活動団体を代表する者

(5) 事業者を代表する者

(6) 教育機関等を代表する者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### [基本方針対照項目]

### 第3部 1-1 市民主体の組織体制

### 第3部 2-1 基本方針の検証・改善の仕組み

### 第3部 2-2 行政施策の推進

#### [解説]

各主体のまちづくり活動を評価・検証し、改善していくための市民主体の組織体制である刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会について、示されています。

共存・協働のまちづくりを実現するためには、地域団体や市民活動団体、事業者や教育機関など、刈谷のまちづくりを担う各主体が、必要なことを自分たちで解決していく一方で、それぞれがつながりあい、情報を共有しながら、連携してまちづくり活動を行っていく必要があります。その実現のために、各主体の関係者を委員とした「共存・協働のまちづくり推進委員会」を設置します。

委員会は、基本方針のめざす姿を軸として、各主体が軸になって行っているまちづくり活動の状況、行政側の協働事業の進捗報告など、共存・協働の推進に関する必要事項を、各主体がそれぞれ対等な立場で話し合い、意見交換を行うことができる場です。基本方針に掲げた取り組み方や浮かび上がった課題について話し合い、お互いの力を活かしあって効果的な改善や新たな方策を進めていきます。

[Q&A]

**Q 5 4. 委員会は、市長の附属機関なのか？**

A 5 4. そのとおりです。市長は委員会の意見を尊重しながら、市民協働に関する事業を推進していきます。

**Q 5 5. 委員会の意見について、市長はその意見を尊重し、推進する責務を負うことを明記することはできるか？**

A 5 5. 委員会は市長の附属機関であり、委員会に建議機能を認めたということは、その建議を聞き、必要な対応を行うのは当然のことです。特に応答義務を定める必要はないと考えています。

**Q 5 6. 委員会では、どのようなことを行うのか？**

A 5 6. 委員会は、各主体が対等な立場で話し合い、意見交換を行うことができる場です。各主体が現在行っているまちづくりに関する情報やその中で見えてきた課題について、各主体ならではの視点で解決策を話し合います。また、その方策の検証を行い、改善を図っていきます。委員会は、単なる評価・検証だけでなく、よりよい施策を行っていくための学びあいの場となることもめざしていきます。

**Q 5 7. 委員会の人数を16人以内としているが、これは以内であれば何人でも構わないのか？**

A 5 7. 条文上「16人以内」としているのは、原則は16人で構成しなければなりません。もしも事故などで欠員が生じた場合でも即座に委員会が成立しないわけではないということの意味しています。

**Q 5 8. 委員会に出席する市民はどのようにして選ぶのか？**

A 5 8. 代表市民は公募で選出していきます。ただし、委員会に出席した市民の意見は、市民の代表としての意見ではなく、あくまでも市民の中の一部の意見としてとらえていきます。

**Q 5 9. その他市長が必要と認める者とは誰を指すのか？**

A 5 9. 現在のところ、指定管理者である市民ボランティア活動支援センター長を指します。

**Q 6 0. 委員会の構成はどうなるのか？**

A 6 0. まちづくりを担う6主体から2人ずつ選出し、学識経験者1人を加え、さらに主体としての重要度を考慮して、市民・地域団体・市民活動団体から1人ずつ追加して、16人を構成しています。

**Q 6 1. 委員会の委員男女比率はどのように考えているのか？**

A 6 1. 男女共同参画を積極的に推進していくためにも、委員の30%であります5人以上の女性委員の就任を想定しています。

Q 6 2. 委員会の委員の一員として、「中小企業、商店を代表する者」を追加するのはどうか？

A 6 2. 基本方針において中小企業や商店は、共存・協働のまちづくりを担う主体の中の「事業者」にその内容が含まれています。これは、基本方針の内容を協議する際に定義付けられたものです。

基本方針は、さまざまな市民からの意見聴取を経て策定したものであり、この条例は基本方針と整合を図りながら条文化しています。よって、各主体の代表者が対等な立場で話し合い、意見交換を行う場という性質上、新しい主体として追加することは見送らせていただきます。

Q 6 3. 共存・協働のまちづくりを推進する上では、委員数が16人以内では市民の声が十分に反映されないのではないかと？

A 6 3. ご指摘のとおり、この委員会だけで市民の声を十分に反映しているとは言い切れません。活動団体交流会や「しゃべり場」など一般市民が参加できる機会を設けたり、ホームページなどで議論された内容などを公開することにより、広く市民の想いを募るよう努めます。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

---

## 「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」

平成21年4月1日 施行

刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

<TEL>0566-62-1058 <FAX>0566-24-2466

<Homepage><http://www.city.kariya.lg.jp/> <E-mail>[kyodo@city.kariya.lg.jp](mailto:kyodo@city.kariya.lg.jp)

---